

国都まち第 67 号
国都計第 135 号
令和 5 年 12 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 の 長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

産業立地の促進とまちなかの再生の推進について
(技術的助言)

平素より都市行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先般取りまとめられた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)においては、産業立地の促進とまちなかの再生の推進に関する施策が盛り込まれました。

つきましては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、これらの施策の概要、留意事項等について、下記のとおり通知します。

都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対して、本通知を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、施策の実施に当たっては、都市計画運用指針(平成 12 年 12 月 28 日付建設省都計第 92 号)、開発許可運用指針(平成 26 年 8 月 1 日付国都計第 67 号)、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について(技術的助言)」(令和 5 年 12 月 28 日付 5 農振第 2296 号、20231221 地局第 1 号、国都計第 131 号)、「産業立地のための土地利用転換の迅速化について(技術的助言)」(令和 5 年 12 月 28 日付国都計第 132 号)をご参照ください。

記

(1) 産業促進基盤整備事業等について

今般の「都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める告示の一部を改正する告示」（令和5年国土交通省告示第1124号。本年11月29日公布、同日施行。）により、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき市町村が定める都市再生整備計画において、産業促進区域及び産業促進基盤整備事業を記載することが可能となりました。

(2) 土地利用転換の円滑化について

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について（技術的助言）」（令和5年12月28日付5農振第2296号、20231221地局第1号、国都計第131号）、「産業立地のための土地利用転換の迅速化について（技術的助言）」（令和5年12月28日付国都計第132号）において、

- ① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第2条第1項に規定する地域経済牽引事業の施設の用に供する施設の整備を円滑化するため、
 - ・関係部局が連携し、農地転用許可、開発許可等に係る手続を同時並行的に進め、土地利用転換の迅速化を図ること
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条ただし書の規定を適時・適切に適用し、工事期間の短縮を図ること
- ② 上記①の運用に当たっては、特に半導体をはじめとした戦略分野に関する国家プロジェクトについて、経済安全保障の観点からも特段の配慮等が求められること

を通知していますが、(1)の産業促進区域内においては、これらの手法の積極的な活用をご検討ください。

なお、本年12月28日付で地域未来投資促進法第3条に基づく「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」が改正され、同法第18条に基づく市街化調整区域に係る開発許可の配慮規定の対象となる施設の類型が追加され、本類型の活用により工場や物流施設の立地にあたり開発許可上の配慮を受けることが可能になります。活用にあたっては、地域未来投資促進法に基づいて都道府県と市町村が共同して作成する基本計画における重点促進区域内に、新たに「地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域」を設定する必要がありますので、産業促進区域の設定と併せて当該区域を設定することをご検討ください。

(3) まちなかの再生への取組について

地域経済の活性化を図るには、産業立地の促進とあわせ、まちなかの再生を推進することが重要です。その際、中心市街地の活性化に関する施策との連携を図るようお願いいたします。

また、古民家など地域の空き店舗・空き家を改修・利活用して飲食施設、宿泊施設等を整備し、まちなかの賑わいを生み出す取組に対しては、民間都市開発推進機構による「共助推進型まちづくりファンド支援業務」が活用できます。同業務の活用に当たっては、都市再生特別措置法に基づく都市利便増進協定等において当該取組を位置づける必要があります。このうち、都市利便増進協定の対象となる都市利便施設は、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第12条の9において列挙していますが、「宿泊施設」も同条第4号の「食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの」に該当します。